令和6年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和7年6月30日

特定事業主名: 環境省(原子力規制庁を除く)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82. 5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.0 %
全職員	73.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

Pa lancat Han	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	93.9 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.8 %
係長相当職	92.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	86.1 %
31~35年	111.0 %
26~30年	105. 3 %
21~25年	88.5 %
16~20年	85. 4 %
11~15年	90. 7 %
6~10年	91.9 %
1~5年	89.1 %

【説明欄】

- ・ 以下の職員は本調査から除外する。
 - 勤務実績がない職員及び給与支給実績がない職員
- ・ 給与には、俸給と諸手当(通勤手当や退職手当等は除く)が含まれる。
- ・ 扶養手当の受給者に占める男性の割合は約9割であることから、給与差異に影響していると考えられる。
- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
 - 指定職相当(一般職給与法の指定職俸給表(1号俸から8号俸)が適用される職員)、本省課室長相当職(同法の行政職俸給表(一)7級から 10 級相当職の職員)、地方機関課長・本省課長補佐相当職(同俸給表5級及び6級相当職の職員)、係長相当職(同俸給表3級及び4級相当職の職員)
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和6年6月28日

特定事業主名: 環境省(原子力規制庁を除く)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82. 1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.1 %
全職員	70.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

NIMALES.	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	94. 7 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.8 %
係長相当職	92.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	78.1 %
31~35年	89.1 %
26~30年	95. 4 %
21~25年	88.8 %
16~20年	85. 7 %
11~15年	90.8 %
6~10年	94.0 %
1~5年	92.8 %

【説明欄】

- ・ 以下の職員は本調査から除外する。
 - 勤務実績がない職員及び給与支給実績がない職員
- ・ 全職員の男女比は概ね 63%: 37%
- ・ 給与には、俸給と諸手当(通勤手当や退職手当等は除く)が含まれる。
- ・ 扶養手当の受給者に占める男性の割合は約9割であることから、給与差異に影響していると考えられる。
- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
 - 指定職相当(一般職給与法の指定職俸給表(1号俸から8号俸)が適用される職員)、本省課室長相当職(同法の行政職俸給表(一)7級から 10 級相当職の職員)、地方機関課長・本省課長補佐相当職(同俸給表5級及び6級相当職の職員)、係長相当職(同俸給表3級及び4級相当職の職員)
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年6月30日

特定事業主名: 環境省(原子力規制庁を除く)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.3 %
全職員	68. 7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	99.8 %
本省課室長相当職	95. 4 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97. 4 %
係長相当職	93.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	107. 6 %
31~35年	92.5 %
26~30年	87.1 %
21~25年	94. 7 %
16~20年	85. 2 %
11~15年	92. 7 %
6~10年	90.9 %
1~5年	96.3 %

【説明欄】

- ・ 以下の職員は本調査から除外する。
 - 勤務実績がない職員、勤務日数が極端に少ない職員及び給与支給実績がない職員
- ・ 全職員の男女比は概ね 63%: 37%
- ・ 給与には、俸給と諸手当(通勤手当や退職手当等は除く)が含まれる。
- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
 - 指定職相当(一般職給与法の指定職俸給表(1号俸から8号俸)が適用される職員)、本省課室長相当職(同法の行政職俸給表(一)7級から 10 級相当職の職員)、地方機関課長・本省課長補佐相当職(同俸給表5級及び6級相当職の職員)、係長相当職(同俸給表3級及び4級相当職の職員)
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。